

◎児童生徒等に感染等が発生した場合の学校対応フロー（令和2年8月11日時点）

教育庁県立学校教育課

- 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合は、当該校単位で臨時休業等の実施を判断する。
- 対応にあたっては、地域の保健所と相談し、保健体育課とも連携して措置を実施する。

対応フロー図

